

地方税財源の拡充に関する意見書

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

すなわち、地方全体で巨額の財源不足が生じている中、まずは国から地方への税源移譲を行うことなどにより、地方税財源の拡充を図ることが重要であり、平成 20 年度税制改正で導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税のように、地方固有の税を地方間の財源調整に用いるような小手先の対応は、厳に慎まなければならない。

ところが、国や全国知事会における学識経験者の検討会等では、地方税である法人住民税の一部国税化といった、都市部の財源を狙い撃ちするような案が議論されている。

福生市は、長引く景気低迷による市税の伸び悩みや、高齢化等による社会保障費の増大、又、高度成長期に全国に先駆けて建築された多くの公共施設が改築時期を迎えるなど、多くの財政需要が存在する。

今回の地方法人課税見直し案は、税収の多さのみに着目して、財政的ゆとりとみるのは適切ではなく、限られた地方税による調整の動きは、当市の財源にも少なからず影響を及ぼすとともに、地方財政が直面している根本的な解決にはつながらず、地方分権の流れに逆行する対応と言わざるをえない。

よって、福生市議会は、国会及び政府に対し、限られた地方税源の中で財源調整を行う小手先の手法ではなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

福生市議会議長

乙 津 豊 彦

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 様

衆議院議長

参議院議長